

## 海・里山・高原をつなぐ豊後未来ビジョン協議会規約

### (協議会の目的)

第1条 この協議会は、日田市、佐伯市、竹田市、豊後大野市、由布市、九重町及び玖珠町（以下これらを「関係自治体」という。）が連携し、豊かな里山の地域資源や人的資源を活用することにより、産業・観光、教育・文化・スポーツ分野等における交流・連携によるまちづくり、地域コミュニティ組織の活性化及び地域公共交通の確保、カーボンニュートラルの推進、防災・DX推進等についての行政事務の情報共有などによる住民福祉の向上を目指し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (協議会の名称)

第2条 この協議会は、海・里山・高原をつなぐ豊後未来ビジョン協議会（以下「協議会」という。）という。

### (協議会の事務)

第3条 協議会は、関係自治体における次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 産業・観光の振興に関すること。
- (2) 教育・文化・スポーツ交流に関すること。
- (3) 地域コミュニティ組織の活性化、地域公共交通の確保に関すること。
- (4) カーボンニュートラルの推進に関すること。
- (5) 防災・DX推進等に関する行政事務の情報共有に関すること。
- (6) その他、地域の活性化及び住民福祉の向上に関すること。

### (協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、第6条第1項の会長の属する市の事務所内に置く。

### (協議会の委員)

第5条 協議会は、委員7人で組織する。

- 2 委員は、関係自治体の長をもって、これに充てる。
- 3 委員の任期は、委員である者の市長又は町長としての任期による。ただし、委員が当該市長又は町長でなくなったときは、委員の職を失うものとする。

### (協議会の役員)

第6条 協議会に会長、副会長2人及び監事を置く。

- 2 会長は、関係自治体の長が協議により定めた市長又は町長をもって、これに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の会計及びその他の事項について監査する。
- 7 会長、副会長及び監事の任期は、2年とする。
- 8 会長、副会長及び監事は、再任されることができる。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項以外の事項で協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事7人で組織する。
- 3 幹事は、関係自治体の担当課長をもって、これに充てる。
- 4 幹事会に幹事長を置き、会長が所在する市の担当課長をもって、これに充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

(幹事会の会議)

第9条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

- 2 第7条第2項から第4項までの規定は、前項の幹事会の会議について準用する。

(部会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事務を執行するに当たって必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、第3条に規定する事務を執行する関係自治体担当課等で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 第7条第2項から第4項までの規定は、前項の部会の会議について準用する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、会長が所在する市の担当課に置く。

- 2 事務局長は、会長が所在する市の担当課長をもって充てる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年12月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日以後最初に選定された会長、副会長及び監事の任期は、第6条第7項の規定にかかわらず、当該選定の日から令和9年3月31日までとする。